

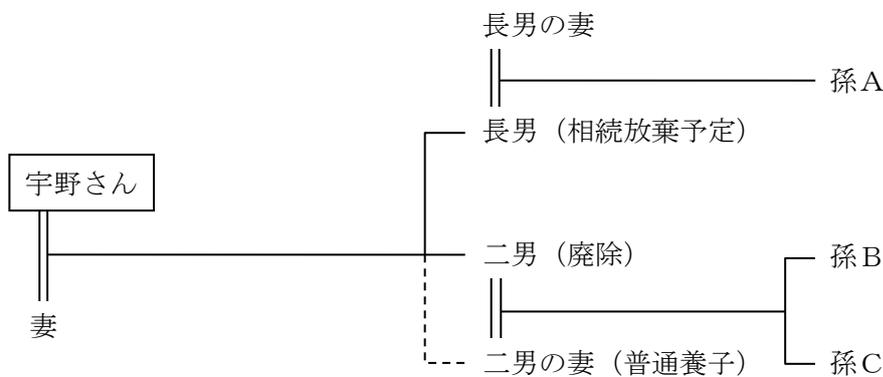
問 1

次の設例に基づき、相続の概要に関する以下の設問A～Jについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

宇野大輔さん（以下「宇野さん」という）は、将来の相続対策について検討している。2024年6月末の宇野さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、宇野さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、宇野さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 宇野さんは、2015年10月に、二男について推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求し、これが認められている。
- ・ 宇野さんおよび妻は、2015年10月に二男の妻を普通養子としている。
- ・ 長男は、宇野さんの相続について、相続の放棄をする予定である。

(問題 1)

(設問A) 2024年6月末に宇野さんに相続が開始した場合、宇野さんの相続に係る孫Bの民法上の法定相続分として、正しいものはどれか。なお、長男は相続の放棄をするものとする。

1. 0
2. 1/4
3. 1/8
4. 1/12

(問題2)

(設問B) 2024年6月末に宇野さんに相続が開始した場合の宇野さんの相続に係る遺留分に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、長男は相続の放棄をするものとする。

1. 孫Aおよび二男の妻はいずれも遺留分権利者であり、それぞれの遺留分の割合は同じである。
2. 妻が、2024年6月末に宇野さんについて相続の開始があったことを知っていたが、自己の遺留分を侵害する贈与があったことを知らなかった場合であっても、相続開始の時から5年を経過したときは、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することはできなくなる。
3. 相続の放棄をした長男は、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することはできない。
4. 宇野さんが2023年5月に妻に土地を贈与し、二男の妻には賃貸アパートを遺贈した場合、遺留分侵害額は、まず受贈者である妻が負担し、その次に受遺者である二男の妻が負担する。

(問題3)

(設問C) 宇野さんは2017年6月に、長男および二男の妻に対し生計の資本とするために以下の財産を贈与しており、この贈与は長男および二男の妻の特別受益となるものである。2024年6月末に宇野さんに相続が開始し、宇野さんの相続財産の価額が300,000千円である場合、特別受益を考慮した妻の民法上の相続分(具体的相続分)の金額として、正しいものはどれか。なお、長男は相続の放棄をするものとする。

受贈者	贈与財産	贈与時の価額	相続開始時の価額
長男	現金	3,000千円	3,000千円
二男の妻	上場株式	7,000千円	6,000千円

1. 153,000千円
2. 153,500千円
3. 154,500千円
4. 155,000千円

(問題4)

(設問D) 推定相続人の廃除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 被相続人は、遺言により推定相続人を廃除する意思表示をすることができ、この場合、遺言の効力が生じた後、遺言執行者が家庭裁判所にその推定相続人の廃除を請求しなければならない。
2. 推定相続人の廃除の請求が認められた場合、被相続人は、その後いつでも家庭裁判所にその廃除の取消しを請求することができる。
3. 被相続人の相続開始後に、推定相続人の廃除をされた者以外の相続人全員の合意により、当該廃除をされた者以外の相続人全員が共同して家庭裁判所に廃除の取消しを請求することができる。
4. 推定相続人の廃除の対象となる者は、遺留分を有する推定相続人に限られるため、遺留分をすでに放棄した推定相続人は、廃除の対象とならない。

(問題5)

(設問E) 特別の寄与に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 被相続人の事業に関して財産上の給付をしたことにより被相続人の財産の維持または増加について寄与をしても、特別寄与料の支払いを請求することができない。
2. 相続の放棄をした者および相続人の欠格事由に該当する者または廃除によって相続権を失った者は、特別寄与料の支払いを請求することができない。
3. 特別寄与料の支払いについて当事者間で協議が調わない場合、特別寄与者は、相続の開始および相続人を知った時から6ヵ月以内であれば、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。
4. 特別寄与者が相続人から支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した場合、特別寄与者がその特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課される。

(問題6)

(設問F) 2023年4月27日から施行されている「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」に基づく相続土地国庫帰属制度（以下「本制度」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 本制度の対象となる土地は、本制度施行後に開始した相続等により取得したものに限定されている。
2. 建物の存する土地は、本制度の対象とならない。
3. 本制度の承認を申請する際には、審査手数料が必要となるが、申請が却下または不承認となった場合には審査手数料は返還される。
4. 法人が遺贈により土地（共有者なし）を取得した場合には、当該法人は、当該土地について本制度の承認を申請することができる。

(問題7)

(設問G) 配偶者短期居住権および配偶者居住権に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、それぞれの要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 配偶者居住権を有する配偶者が死亡した場合、その配偶者居住権は相続財産とならない。
2. 配偶者が相続の放棄をした場合、配偶者短期居住権は直ちに消滅する。
3. 配偶者居住権の存続期間は、遺言により定めることはできない。
4. 居住建物の所有者は、配偶者短期居住権を有する配偶者に対し、配偶者短期居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。

(問題8)

(設問H) 相続の承認および放棄に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続の放棄をした後であっても、熟慮期間中であれば、その相続の放棄を撤回することができる。
2. 被相続人の子が熟慮期間中に相続の承認または放棄をしないで死亡した場合、その死亡した子の相続人は、被相続人の相続について、被相続人が死亡した日から3ヵ月以内に相続の承認または放棄をしなければならない。
3. 相続人の請求によって、家庭裁判所は熟慮期間を伸長することができる。
4. 相続財産である建物について、熟慮期間中に第三者に対して期間を3年とする賃貸をした場合、相続人は単純承認をしたものとみなされる。

(問題9)

(設問I) 認知に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 認知しようとする子が成年者の場合、その者の承諾が必要である。
2. 認知をした父または母は、その認知を取り消すことはできない。
3. 死亡した父に対する認知の訴えは、父の死亡の日から3年を経過したときは提起することができない。
4. 未成年者が子を認知する場合、その未成年者の法定代理人の同意が必要である。

(問題10)

(設問J) 普通養子に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 養子縁組の当事者の一方が死亡した場合、家庭裁判所の許可を得なくても、養子縁組によって生じた法定血族関係は終了する。
2. 配偶者の直系卑属である未成年者を養子とする場合は、家庭裁判所の許可は不要である。
3. 成年者である養子と離縁をしようとする場合は、家庭裁判所の許可は不要である。
4. 15歳未満である養子と離縁をしようとする場合は、家庭裁判所の許可は不要である。

問2

遺言および成年後見制度等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題11)

(設問A) 自筆証書遺言および公正証書遺言に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 自筆証書遺言書に一体のものとして添付する財産目録はパソコンで作成することもできるが、この方法で作成した財産目録について加除その他の変更を行う場合は、要件に従い署名押印を行う必要がある。
2. 未成年者が遺言をするためには、その法定代理人の同意を得なければならない。
3. 遺言者の推定相続人は、遺言者の生存中に、公証役場に対してその遺言者による公正証書遺言書の有無につき検索の申出をすることができる。
4. 遺言者の推定相続人および受遺者ならびにこれらの配偶者および直系血族のうち、遺言の内容から遺言者と利害関係にないことが明らかな者は、公正証書遺言の証人になることができる。

(問題12)

(設問B) 遺言の法律上の効力に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、遺言の要件を満たしているものとする。

1. 被相続人が、遺産分割の方法を定めることを、相続人ではない知人の1人に委託する内容の遺言をした場合、その遺言には法的効力がある。
2. 被相続人が、保有する不動産について信託を設定する旨の遺言をした場合、その遺言には法的効力はない。
3. 被相続人が、祖先の祭祀の主宰者として妻を指定する旨の遺言をした場合で、相続人のうちに子がいるときは、その遺言には法的効力がない。
4. 被相続人（遺言者）が、保有する株式を子に相続させる旨およびその者が被相続人よりも先に死亡した場合にはその者の子（遺言者の孫）に相続させる旨の遺言をした場合、その遺言には法的効力はない。

(問題 1 3)

(設問C) 遺産分割協議に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 遺産分割協議の成立後に遺言書が発見され、その遺言書による認知によって相続人となった者は、遺産分割協議のやり直しを求めることができる。
2. 遺産分割協議の成立後、新たに遺産に属する財産が発見された場合、すでに成立した分も含めて遺産分割協議をやり直さなければならない。
3. 子およびその親権者がともに相続人である遺産分割協議において、子が未成年者であるときは、その親権者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。
4. 相続開始時から10年を経過した後の協議による遺産分割は、相続人全員の合意があっても、特別受益や寄与分を考慮した具体的相続分によることができず、法定相続分または指定相続分によらなければならない。

(問題 1 4)

(設問D) 法定後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 成年後見人が、相続人である成年被後見人を代理して遺産分割協議に参加する場合、成年後見監督人が選任されているときは、その成年後見監督人の同意を得なければならない。
2. 成年被後見人が行った日用品の購入その他日常生活に関する行為以外の法律行為は、成年後見人の同意を得て行った場合には、原則として成年被後見人が取り消すことができない。
3. 保佐人が被保佐人を代理して、被保佐人が所有する被保佐人の居住用建物またはその敷地を売却する場合、家庭裁判所の許可を得なければならない。
4. 法定後見制度は、原則として精神上の障害により判断能力が不十分な者を対象とするものであり、身体に障害があるため十分に財産管理等の行為を行うことができない者であっても、判断能力が十分にある者は対象とならない。

(問題 1 5)

(設問E) 任意後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 任意後見人の配偶者、直系血族および兄弟姉妹は、任意後見監督人となることができない。
2. 任意後見契約に関する法律上、任意後見契約における任意後見人の受託する事務内容は、本人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務と規定されている。
3. 任意後見人は、原則として、本人が行った法律行為を取り消すことができない。
4. 任意後見契約書は、公正証書により作成しなければならないが、証人2名の立会い、署名および押印が必要である。

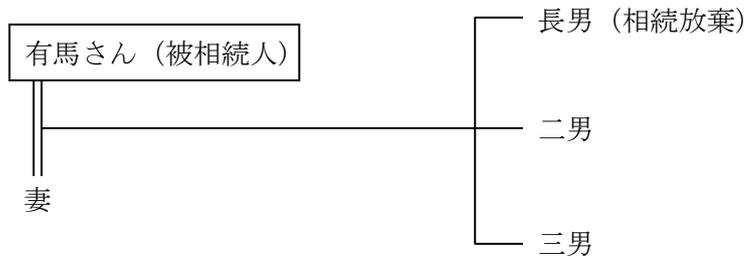
問3

次の設例に基づき、相続税の仕組みと課税財産に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

有馬省吾さん（以下「有馬さん」という）は、2024年5月31日に東京都内の病院で死亡した。有馬さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、有馬さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、有馬さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・ 長男は、有馬さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・ 妻、長男、二男および三男は、いずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。

(問題16)

(設問A) 有馬さんの死亡により、有馬さんが保険契約者（保険料負担者）であった生命保険契約に基づき、相続人等は以下の死亡保険金を一時金で受け取った。妻が受け取った死亡保険金のうち、妻の相続税の課税価格に算入される金額（生命保険金の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

区分	被保険者	受取人	金額	備考
GA保険	有馬さん	妻	40,000千円	(注1)
GB保険		長男	20,000千円	
GC保険		二男	25,000千円	
GD保険		三男	15,000千円	

(注1) 有馬さんに対する契約者貸付金20,000千円が控除された金額

1. 30,000千円
2. 32,000千円
3. 32,500千円
4. 48,000千円

(問題17)

(設問B) 妻は、有馬さんの死亡により、有馬さんが勤務していた会社から、以下の退職手当金等を受け取った。これらの金額のうち、相続財産とみなされて退職手当金等として妻の相続税の課税価格に算入される金額（退職手当金等の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、有馬さんの死亡時の賞与以外の普通給与は月額700千円であり、有馬さんの死亡は業務上の死亡ではない。

区分	金額	備考
退職手当金	50,000千円	退職金規程に基づくものであり、2024年6月5日に支給額が確定し、2024年6月10日に支払われた。
弔慰金	6,000千円	弔慰金規程に基づくものであり、実質的に退職手当金に該当する部分はなく、2024年6月10日に支払われた。

1. 30,000千円
2. 31,800千円
3. 35,000千円
4. 36,800千円

(問題18)

(設問C) 有馬さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務および葬式費用に関連するものは以下のとおりであり、各人が負担した金額は、いずれも相続または特定遺贈により取得した財産の価額の範囲内であった。有馬さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務控除をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。

内容	金額	負担者	備考
預り敷金	1,000千円	妻	(注1)
前受家賃	500千円	妻	(注2)
固定資産税	600千円	妻	(注3)
準確定申告の所得税	400千円	妻	(注4)
葬式費用	3,500千円	長男	(注5)

(注1) 貸主が有馬さんである賃貸アパートの賃借人から賃貸借契約に伴い預かった金銭であり、賃貸借契約上、この預り敷金は賃借人の退去時にその全額を無利息で返還するものとされている。なお、当該預り敷金が無利息で預託されていることにより、返還すべき時期までに賃借人が享受する経済的利益(利息相当額)は考慮しないものとする。

(注2) 相続開始時にすでに収受していた6月分の家賃である。なお、賃貸借契約上、賃借人は毎月20日までに翌月分の家賃を支払うこととされている。

(注3) 賃貸アパートに係る2024年度分の固定資産税のうち、相続開始時に未納となっている金額である。

(注4) 2024年7月(申告期限内)に提出した有馬さんに係る準確定申告の所得税額である。

(注5) 有馬さんの通夜、告別式に要した費用および葬式に際し施与した金品で有馬さんの職業、財産その他の事情に照らして相当であると認められる金額の合計額である。

1. 2,000千円
2. 2,500千円
3. 5,500千円
4. 6,000千円

(問題19)

(設問D) 池谷輝夫さん(以下「池谷さん」という)とその親族は、財産の贈与について検討している。池谷さんの長男および二男が以下のとおり池谷さんから生前贈与を受けた後、2028年6月1日に池谷さんの相続が開始した場合、当該相続により財産を取得した長男および二男の相続税の課税価格に加算される財産の価額の合計額として、正しいものはどれか。なお、池谷さんおよびその相続人は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、池谷さんの所有財産はすべて日本国内にあるものとする。また、長男および二男は池谷さんからの贈与について相続時精算課税制度を選択していないものとする。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

贈与年月日	受贈者および贈与財産の贈与時の 相続税評価額	
	長男	二男
2023年12月20日	2,000千円	3,000千円
2024年 3月20日	3,000千円	2,000千円
2025年 4月20日	2,000千円	1,500千円
2026年10月10日	1,500千円	2,000千円
2027年 8月10日	2,000千円	3,000千円

1. 15,000千円
2. 17,000千円
3. 20,000千円
4. 21,000千円

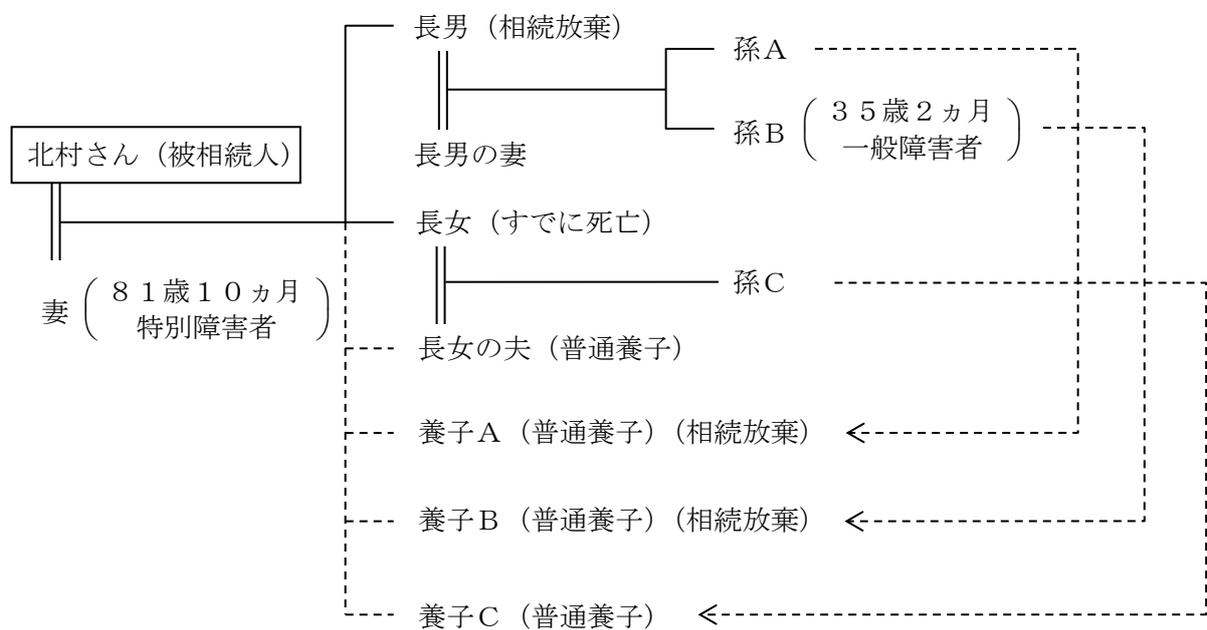
問4

次の設例に基づき、相続税の総額等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

北村隆司さん（以下「北村さん」という）は、2024年5月15日に東京都内の病院で死亡した。北村さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、北村さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、北村さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・ 年齢は相続開始時点のものである。
- ・ 北村さん夫婦は、2010年1月に長女の夫、2018年5月に孫A、孫Bおよび孫Cを普通養子としている。
- ・ 長男、養子A（孫A）および養子B（孫B）は、北村さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・ 妻、長男、長女の夫、養子A（孫A）、養子B（孫B）および養子C（孫C）はいずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
10,000千円 以下		10%	—
10,000千円 超	30,000千円 以下	15%	500千円
30,000千円 超	50,000千円 以下	20%	2,000千円
50,000千円 超	100,000千円 以下	30%	7,000千円
100,000千円 超	200,000千円 以下	40%	17,000千円
200,000千円 超	300,000千円 以下	45%	27,000千円
300,000千円 超	600,000千円 以下	50%	42,000千円
600,000千円 超		55%	72,000千円

(問題20)

(設問A) 北村さんの相続に係る相続税の課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）が540,000千円であった場合、相続税の総額として、正しいものはどれか。

1. 142,500千円
2. 148,300千円
3. 154,500千円
4. 158,000千円

(問題21)

(設問B) 北村さんの相続に係る相続税の課税価格の合計額が594,000千円であり、妻の相続税の課税価格が300,000千円である場合、妻が適用を受けることができる配偶者に対する相続税額の軽減額の限度額の算式は以下のとおりである。算式中の空欄（ア）にあてはまる金額として、正しいものはどれか。

<算式>

$$\text{配偶者に対する相続税額の軽減額} = \text{相続税の総額} \times \frac{(\text{ア})}{594,000 \text{千円}}$$

1. 160,000千円
2. 297,000千円
3. 300,000千円
4. 594,000千円

(問題 2 2)

(設問C) 北村さんの相続に係る相続税額の計算上、相続税額の2割加算の対象となる者として、最も適切なものはどれか。

1. 長女の夫のみ
2. 長女の夫、養子A (孫A) および養子B (孫B)
3. 養子A (孫A) および養子B (孫B)
4. 長女の夫、養子A (孫A)、養子B (孫B) および養子C (孫C)

(問題 2 3)

(設問D) 北村さんの相続に係る妻の相続税の算出税額が3,000千円、養子B (孫B) の相続税の算出税額が4,000千円であった場合、妻および養子B (孫B) が適用を受けることができる障害者控除額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、妻および養子B (孫B) はいずれも過去の相続税の申告において障害者控除の適用を受けたことがないものとする。また、配偶者に対する相続税額の軽減および扶養義務者からの控除については考慮しないものとする。

- | | | | |
|------|-------|----------|---------|
| 1. 妻 | 0円 | 養子B (孫B) | 4,000千円 |
| 2. 妻 | 400千円 | 養子B (孫B) | 4,000千円 |
| 3. 妻 | 800千円 | 養子B (孫B) | 0円 |
| 4. 妻 | 800千円 | 養子B (孫B) | 4,000千円 |

問5

相続税の申告および納付等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題24)

(設問A) 相続税の物納に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 延納の許可を受けた者について、延納条件の履行が困難になった場合に認められる特定物納に係る財産の収納価額は、原則として、課税価格計算の基礎となった当該財産の価額による。
2. 物納申請した財産が管理処分不適格財産に該当するとして物納申請が却下された場合、その物納申請者は、物納申請の却下通知を受け取った日の翌日から20日以内に1回に限り、他の財産による物納の再申請をすることができる。
3. 相続時精算課税制度の適用を受けた生前贈与財産は、物納に充てることはできない。
4. 賃借権等の目的となっている不動産について物納の許可を受けた者が、その後物納に係る相続税を金銭で一時に納付できることとなった場合、原則として、物納の許可を受けた日の翌日から起算して1年以内に申請することにより、承認を得てその物納の撤回をすることができる。

(問題25)

(設問B) 相続税の連帯納付義務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 同一の被相続人から相続または遺贈により財産を取得したすべての者は、その相続または遺贈に係る相続税について、原則として、相続または遺贈により受けた利益の価額に相当する額を限度として、互いに連帯納付の義務を負う。
2. 納税義務者が相続税について延納の許可を受けた場合、この納税義務者に係る連帯納付義務者は、延納の許可を受けた相続税額に係る相続税については連帯納付の義務を負わない。
3. 納税義務者の納付すべき相続税について、相続税の申告期限から5年を経過する日までに、税務署長が連帯納付義務者に対し、連帯納付義務の履行を求める納付通知書を発していない場合には、連帯納付義務者は、その納付すべき相続税額に係る相続税については連帯納付の義務を負わない。
4. 相続により財産を取得した者が資力を喪失して相続税を納付することが困難となったことにより、連帯納付義務者が連帯納付義務に基づいて納付した場合、連帯納付義務者が求償権を放棄したときはその財産を取得した者へ贈与があったものとみなされる。

(問題 26)

(設問C) 相続税の申告手続き等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 同一の被相続人についての相続税の申告書を提出すべき者が2人以上いる場合において、その申告書の提出先が同一であるときは、これらの者は、その申告書を共同で提出することができる。
2. 相続税の申告書には、納税義務者および被相続人の個人番号（マイナンバー）を記載しなければならない。
3. 居住者が、その年の12月31日において合計10億円以上の価額の財産を有する場合、保有する財産の種類、数量および価額など必要事項を記載した財産債務調書を、翌年6月30日までに所得税の納税地の所轄税務署へ提出しなければならない。
4. 相続開始時に胎児であった者が、その後出生したことにより相続税の申告書を提出しなければならない者となった場合、その胎児の法定代理人がその胎児の生まれたことを知った日の翌日から10ヵ月以内に、相続税の申告書を提出しなければならない。

(問題 27)

(設問D) 所得税の準確定申告等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 建設業を営んでいる個人事業者（青色申告の承認を受けている者）が、被相続人（青色申告の承認を受けていない者）の不動産賃貸業を相続により承継した場合、当該個人事業者は、その相続により承継した年分以後の確定申告について改めて青色申告の承認を受ける必要はない。
2. 被相続人に係る所得税の準確定申告書を提出することにより還付金を受け取ることができる場合、その還付金額は相続人の所得税の課税対象となる。
3. 被相続人に係る死亡した年分の所得税の準確定申告において、死亡の日までの被相続人に係る医療費は、死亡時に未払いの分であっても医療費控除の対象となる。
4. 被相続人に支給されるべき国民年金で、未支給の国民年金（未支給年金）を相続人が請求し支給を受けた場合、その未支給年金は被相続人の所得として所得税の課税対象となる。

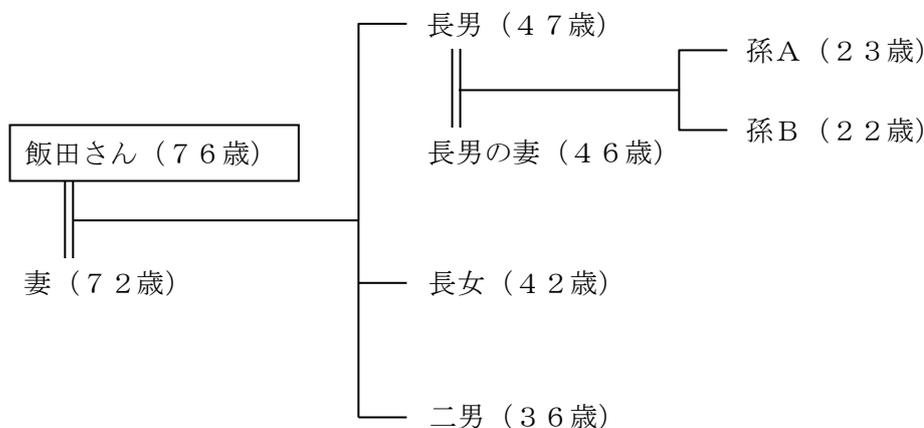
問6

次の設例に基づき、贈与税および相続時精算課税制度に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、贈与税額については、納付すべき税額が最も少なくなるように計算してください。

<設例>

飯田秀則さん（以下「飯田さん」という）とその親族は、財産の贈与について検討している。飯田さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、飯田さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、飯田さんおよびその親族の所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 年齢は2024年1月1日現在のものである。

<贈与税の速算表>

(イ) 18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
2,000千円 以下	10%	—
2,000千円 超 4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超 6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超 10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超 15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超 30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超 45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超	55%	6,400千円

(ロ) 上記 (イ) 以外の場合 (一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超	4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超		55%	4,000千円

(問題28)

(設問A) 孫Aが2024年中に以下の財産の贈与を受けた場合、孫Aが納付すべき2024年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、孫Aは、相続時精算課税制度を選択せず、直系尊属から贈与を受けた場合の各種非課税の特例の適用を受けないものとする。

贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額
長男	現金	1,500千円
飯田さんの妻	上場株式	2,500千円
長女	現金	1,000千円

1. 485千円
2. 494千円
3. 521千円
4. 530千円

(問題29)

(設問B) 長女が以下の財産の贈与を受けた場合、長女が納付すべき2024年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、長女は直系尊属から贈与を受けた場合の各種非課税の特例の適用を受けないものとする。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
2023年9月	飯田さん	現金	1,000千円	(注)
2024年2月	飯田さんの妻	上場株式	26,000千円	
2024年5月	飯田さん	宅地	26,000千円	—

(注) 長女は、いずれの贈与についても、初めて相続時精算課税制度を選択している。

1. 180千円
2. 380千円
3. 400千円
4. 600千円

(問題30)

(設問C) 飯田さんの妻が2024年中に飯田さんから以下の財産の贈与を受けた場合、飯田さんの妻が納付すべき2024年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、建物および宅地について、飯田さんが持分のすべてを所有していたものとする。また、飯田さんの妻は贈与税の配偶者控除の適用を受けることとし、その適用要件はすべて満たしているものとする。

贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
建物の持分 3分の2	9,000千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 贈与時の相続税評価額は、建物および宅地全体の価額である。 ・ 建物は店舗併用住宅であり、居住用部分には飯田さん夫婦が居住している。宅地は上記建物の敷地である。建物および宅地ともに居住用部分の割合は2分の1である。
宅地の持分 3分の2	27,000千円	
現金	1,000千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯田さんの妻は、この全額を銀行へ預金している。

1. 530千円
2. 820千円
3. 970千円
4. 1,120千円

(問題31)

(設問D) 相続時精算課税制度(以下「本制度」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については本制度の適用要件を満たしているものとする。

1. 孫Aが、2024年中に飯田さんから現金1,000千円の贈与を受け、この贈与について初めて本制度を選択する場合、贈与税の申告期限までに相続時精算課税選択届出書(以下「届出書」という)を提出しなければならないが、他に贈与を受けていなければ贈与税の申告書を提出する必要はない。
2. 長男が、飯田さんからの贈与について初めて本制度を選択する場合において、届出書の提出期限前に届出書を提出しないで死亡したときは、長男の相続人が届出書を提出することにより、長男は本制度を選択することができる。
3. 孫Bが、飯田さんの妻からの贈与について本制度を選択している場合、孫Bの贈与税の申告が期限後申告であっても、飯田さんの妻からの贈与に係る孫Bの贈与税額の計算上、本制度の特別控除額を控除することができる。
4. 二男が、飯田さんの妻が保険料の全額を負担していた生命保険契約に基づき満期保険金を受け取り、飯田さんの妻から贈与により財産を取得したものとみなされる場合、二男は、当該贈与により取得したものとみなされる財産について、本制度を選択することができる。

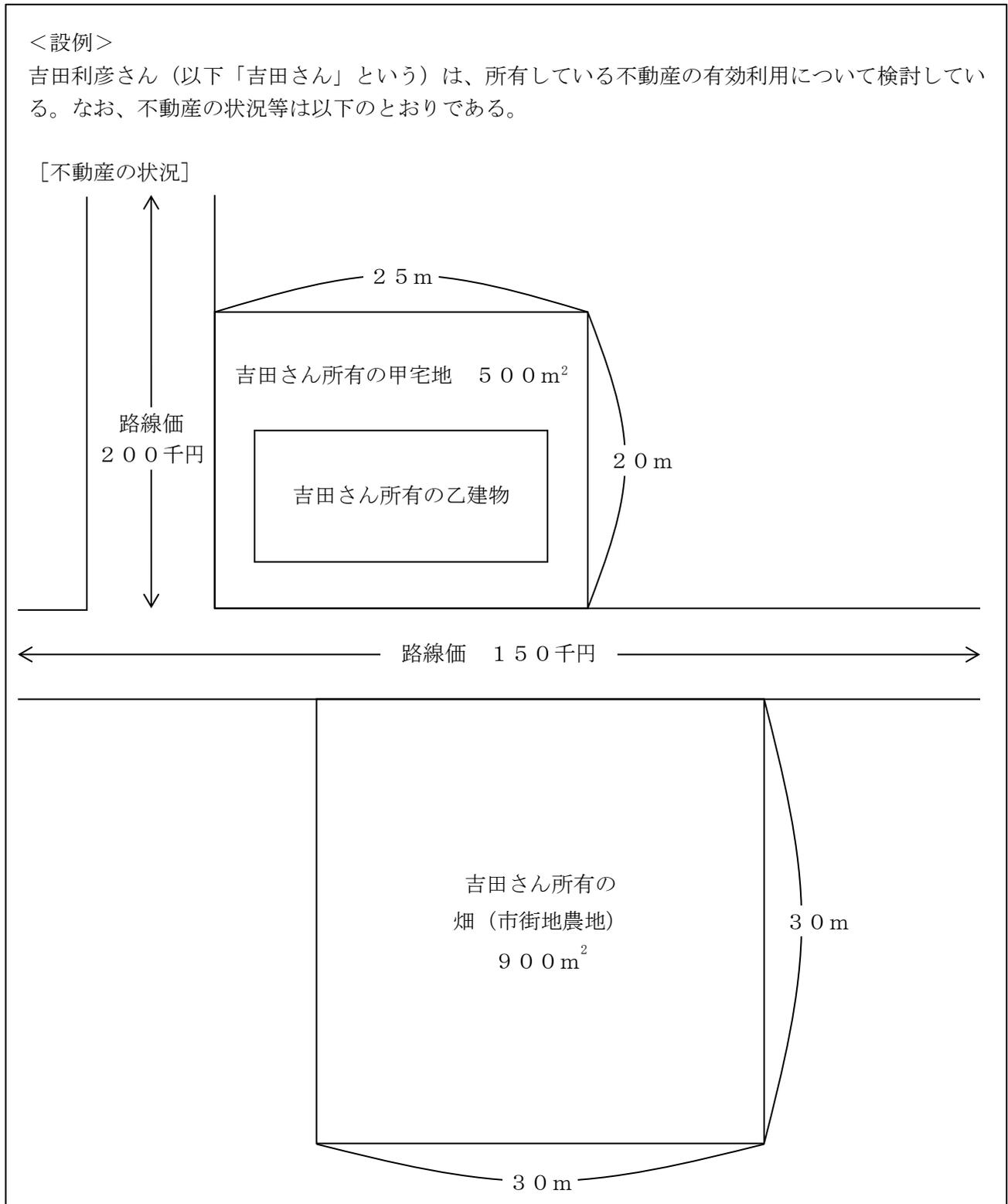
(問題32)

(設問E) 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、贈与を受けた時期は、2024年6月とし、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 本特例の適用を受ける場合、教育資金管理契約を締結することができる金融機関の営業所等は、日本国内にあるものに限られる。
2. 本特例の適用を受ける大学院生の受贈者が30歳に達したときに、学校等に在学していることを取扱金融機関の営業所等に届け出た場合、教育資金管理契約は終了しない。
3. 贈与者の2023年分の合計所得金額が10,000千円を超える場合であっても、本特例の適用を受けることができる。
4. 教育資金管理契約期間中に贈与者である祖父が死亡し、管理残額があるときは、祖父に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えない場合であっても、受贈者である24歳の大学生の孫が当該管理残額を遺贈により取得したものとみなされる。

問7

次の設例に基づき、不動産の相続税評価に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。



- ・ 地区区分 普通商業・併用住宅地区

- ・ 奥行価格補正率

奥行距離	補正率
12m以上32m未満	1.00

- ・ 側方路線影響加算率

角地	0.08
準角地	0.04

- ・ その他の補正率については、考慮しないものとする。
- ・ 借地権割合 60%
- ・ 借家権割合 30%
- ・ 甲宅地は、借地権の設定の対価として権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。
- ・ 甲宅地は地積規模の大きな宅地には該当しない。
- ・ 乙建物は、吉田さんおよび妻の居住の用に供されている。
- ・ 畑は、地目および現況ともに畑であり、都市計画法上の市街化区域内にある。

(問題33)

(設問A) 現時点で吉田さんに相続が開始し、妻が甲宅地を現況のまま相続により取得した場合、甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

1. 79,000千円
2. 83,000千円
3. 103,000千円
4. 106,000千円

(問題 3 4)

(設問B) 吉田さんは、乙建物を取り壊して、甲宅地に自宅兼賃貸用アパート（以下「丙建物」という）を建築し、自宅部分に妻とともに居住することを検討している。この丙建物が完成して賃貸用アパート部分の賃貸を開始した後に、吉田さんに相続が開始し、妻が甲宅地および丙建物を相続により取得した場合の甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、吉田さんの相続開始時の丙建物の床面積等の状況は以下のとおりとし、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。また、甲宅地の賃貸用アパート部分と自宅部分の割合は、丙建物における割合と同一であるものとする。

[丙建物の床面積等の状況]

総床面積：840m²

各独立部分の床面積：800m²

賃貸されている独立部分の床面積の合計：480m²

賃貸されていない独立部分（空室）の床面積の合計：120m²

※相続開始前から空室となっており、賃借人の募集もしておらず一時的な空室とは認められない。

吉田さんの自宅部分の床面積の合計：200m²

1. 67,840千円
2. 91,690千円
3. 94,552千円
4. 97,414千円

(問題 3 5)

(設問C) 丙建物が完成して自宅部分が吉田さんおよび妻の居住の用に供され、賃貸用アパート部分の賃貸を開始した後に、吉田さんに相続が開始し、丙建物を妻が相続により取得した場合、丙建物の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、相続開始時の丙建物の固定資産税評価額は70,000千円であり、床面積等の状況は（問題34）のとおりであるものとする。

1. 49,420千円
2. 54,250千円
3. 57,400千円
4. 60,550千円

(問題36)

(設問D) 現時点で、吉田さんに相続が開始し、妻が畑(市街地農地)を相続により取得した場合、畑の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、市街地農地の相続税評価額は、以下の算式により計算するものとし、地積規模の大きな宅地の評価は考慮しないものとする。

<市街地農地の相続税評価額の算式>

市街地農地の相続税評価額＝

$$\left(\begin{array}{l} \text{その農地が宅地であるとした} \\ \text{場合の} 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの価額} \end{array} - 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの宅地造成費に相当する金額} (\ast) \right) \times \text{地積}$$

※地域ごとに国税局長の定める金額は20千円であるものとする。

1. 18,000千円
2. 117,000千円
3. 134,980千円
4. 135,000千円

問8

相続等により取得した財産の相続税評価額に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題37)

(設問A) 2024年1月26日に死亡した藤原さんは、HB生命保険会社と以下の生命保険契約を締結していた。この生命保険契約に関する権利を相続人が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、解約返戻金について、源泉徴収されるべき所得税等はないものとする。

[HB生命保険会社との生命保険契約の状況]

保険契約者（保険料負担者）	藤原さん
被保険者	藤原さんの妻
相続開始時の解約返戻金額	7,000千円
相続開始時の契約者貸付金額	500千円
相続開始時の前納保険料の金額	1,000千円

1. 6,500千円
2. 7,000千円
3. 7,500千円
4. 8,000千円

(問題38)

(設問B) 2024年5月5日に死亡した馬場さんが保有していたHK株式会社の株式(上場株式) 1,000株を相続人等が取得した場合、その者の相続税の課税価格に算入される財産の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、馬場さんは当該株式1,000株を2023年9月1日に購入し、死亡日まで継続して保有していた。

[HK株式会社の株価の状況]

区分	株価
2024年2月の毎日の最終価格の月平均額	293円
2024年3月の毎日の最終価格の月平均額	297円
2024年4月の毎日の最終価格の月平均額	295円
2024年5月の毎日の最終価格の月平均額	297円
2024年5月2日(木)の最終価格	292円
2024年5月3日(金)の最終価格	取引なし
2024年5月4日(土)の最終価格	取引なし
2024年5月5日(日)の最終価格	取引なし
2024年5月6日(月)の最終価格	取引なし
2024年5月7日(火)の最終価格	294円

課税時期の直前期：2023年3月1日から2024年2月29日

課税時期における1株当たりの予想配当金額：2円

配当金の交付の基準日：2024年2月29日

配当金の交付の効力発生日：2024年5月30日

(注) 配当金が支払われる際に源泉徴収されるべき所得税等は考慮しないものとする。

1. 292,000円
2. 294,000円
3. 295,000円
4. 296,000円

(問題39)

(設問C) 2024年2月2日に死亡した三上さんが保有していた米ドル建て外貨普通預金および外国為替相場の状況は以下のとおりである。この米ドル建て外貨普通預金を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、既経過利子については考慮しないものとする。

[米ドル建て外貨普通預金および外国為替相場の状況]

課税時期現在の預入高	50,000米ドル
預入時のTTS (対顧客直物電信売相場)	1米ドル=136.00円
課税時期現在のTTS (対顧客直物電信売相場)	1米ドル=149.85円
課税時期現在のTTB (対顧客直物電信買相場)	1米ドル=147.85円
課税時期現在のTTM (対顧客直物電信売買相場の仲値)	1米ドル=148.85円

(注) 三上さんはこの外貨普通預金について、為替予約は締結していない。

1. 6,800,000円
2. 7,392,500円
3. 7,442,500円
4. 7,492,500円

問9

次の設例に基づき、相続税の課税価格等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、国外転出時課税制度については考慮しないものとします。

<設例>

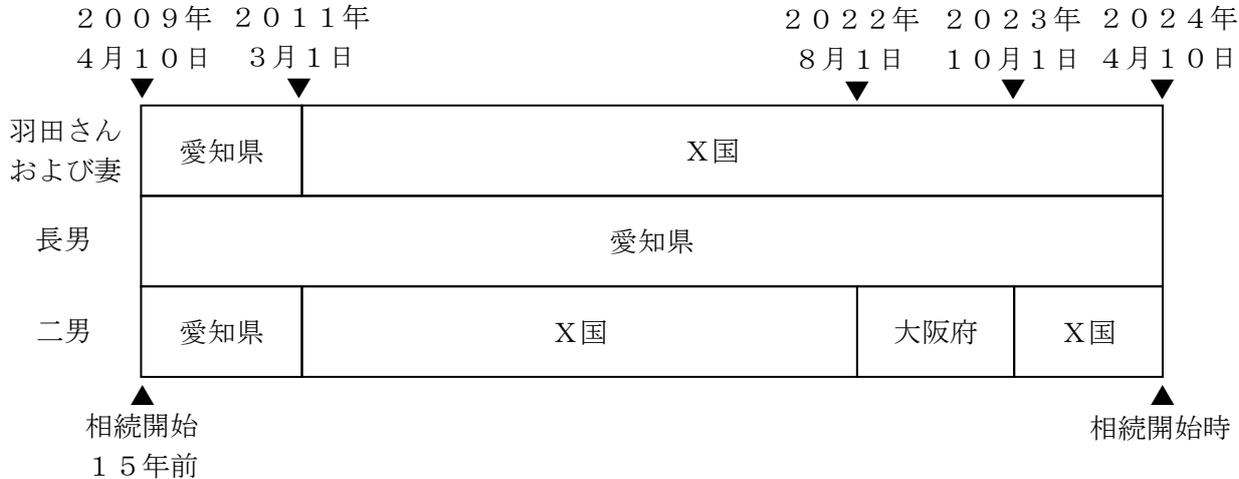
羽田稔さん（以下「羽田さん」という）は、2024年4月10日にX国（日本ではない外国）の自宅で死亡した。羽田さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。

[相続人等関係図および国籍に関する事項]



※羽田さん、長男および二男は日本国籍を有しており、妻は日本国籍を有していない。日本国籍の有無については、過去に変更はなかったものとする。

[住所地等に関する事項]



※一時居住者に該当する期間はないものとする。

[各相続人が相続により取得した財産等]

相続人	相続財産等	財産の価額	備考
妻	MA生命保険（本店X国）からの死亡保険金（名古屋支店で契約したもの）	30,000千円	(注1)
	X国所在の自宅土地・建物	50,000千円	
	MB銀行（本店X国）本店の普通預金	25,000千円	
長男	愛知県所在の土地・建物	70,000千円	(注2)
	MC銀行（本店X国）本店の普通預金	8,000千円	
二男	X国所在の賃貸不動産	43,000千円	
	MD銀行（本店X国）本店の普通預金	16,000千円	

(注1) 財産の価額は生命保険金等の非課税金額控除前の受取金額である。また、死亡保険金に係るMA生命保険の保険契約者および保険料負担者は、いずれも羽田さんである。

(注2) 財産の価額は相続開始時の相続税評価額である。

[債務および葬式費用等]

- ・ X国所在の賃貸不動産の購入に係るMD銀行（本店X国）本店からの借入金22,000千円は二男が承継した。
- ・ 羽田さんの葬式費用（通常の費用）3,000千円は、妻、長男および二男が1,000千円ずつ負担した。

[羽田さんから各相続人への生前贈与財産]

受贈者	贈与年月	贈与財産	贈与時の相続税評価額	相続開始時の相続税評価額
二男	2021年10月	ME社（本社X国）が発行するX国の証券取引所に上場されている株式	2,000千円	3,500千円
長男	2022年5月	MC銀行（本店X国）本店の定期預金	1,500千円	1,700千円
二男	2023年6月	MF社（本社X国）が発行する社債	1,200千円	1,200千円

(問題40)

(設問A) 羽田さんの相続に係る妻の相続税の課税価格（生命保険金の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

1. 14,000千円
2. 15,000千円
3. 89,000千円
4. 90,000千円

(問題4 1)

(設問B) 羽田さんの相続に係る長男の相続税の課税価格を(ア)、二男の相続税の課税価格を(イ)とした場合の(ア)、(イ)の組み合わせとして、正しいものはどれか。

1. (ア) 78,500千円 (イ) 37,200千円
2. (ア) 78,500千円 (イ) 39,200千円
3. (ア) 78,700千円 (イ) 37,200千円
4. (ア) 78,700千円 (イ) 39,200千円

(問題4 2)

(設問C) 居住制限納税義務者および非居住制限納税義務者(以下「制限納税義務者」という)、非居住無制限納税義務者に対する相続税の各種の税額控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、各規定の適用要件を満たしているものとし、日米相続税条約については考慮しないものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 制限納税義務者および非居住無制限納税義務者は、いずれも未成年者控除の適用を受けることができない。
2. 制限納税義務者である被相続人の配偶者は、配偶者に対する相続税額の軽減の規定の適用を受けることができる。
3. 制限納税義務者および非居住無制限納税義務者は、いずれも障害者控除の適用を受けることができない。
4. 制限納税義務者は、国外財産を相続または遺贈により取得し、当該国外財産について、その国外財産の所在場所である外国で相続税に相当する税が課せられた場合であっても、外国税額控除の適用を受けることはできない。

(問題4 3)

(設問D) 国外財産に対する相続税および贈与税の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、日米相続税条約については考慮しないものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 国外にある宅地等は、小規模宅地等の特例の適用の対象となる宅地等から除かれている。
2. 国外に本店がある外国会社の発行する非上場株式等は、非上場株式等についての相続税の納税猶予および免除の特例の対象となる。
3. 国外財産の贈与を受けた場合には、その贈与について相続時精算課税制度を選択することはできない。
4. 相続税の物納において、国外財産を物納に充てることはできない。

問10

次の設例に基づき、事業承継等に関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

QX株式会社（以下「QX社」という）およびQY株式会社（以下「QY社」という）の代表取締役社長である住吉敏夫さん（以下「住吉さん」という）は、将来の事業承継および相続対策について検討している。QX社およびQY社に関する状況等は以下のとおりである。なお、住吉さんおよびその親族等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、住吉さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[QX社およびQY社の状況]

●株主構成

株主	両社役職	QX社		QY社	
		保有株数	議決権割合	保有株数	議決権割合
住吉さん	代表取締役	500株	100%	8,000株	80%
住吉さんの長男	取締役	0株	0%	1,000株	10%
住吉さんの妻	—	0株	0%	1,000株	10%
合計		500株	100%	10,000株	100%

●資本金等の状況

会社名	QX社		QY社		
資本金等の額	25,000千円		50,000千円		
1株当たりの類似業種比準価額	90,000円		17,000円		
総資産および負債 (課税時期現在)	総資産	負債	総資産	負債	
	帳簿価額	180,000千円	70,000千円	300,000千円	150,000千円
	相続税評価額	130,000千円	70,000千円	350,000千円	150,000千円
1株当たりの配当金額	直前期 年 0円		直前期 年 600円 (記念配当)		
	直前々期 年 0円		直前々期 年 400円 (普通配当)		
	直前期 年 0円		直前々期 年 500円 (普通配当)		

●会社区分等

- ・ QX社およびQY社の株式は「取引相場のない株式」であり、すべて普通株式である。
- ・ QX社の株式評価上の会社規模は小会社（Lの割合は0.50）に該当する。
- ・ QY社の株式評価上の会社規模は中会社（Lの割合は0.60）に該当する。
- ・ QX社は土地保有特定会社に該当するが、QY社は特定の評価会社に該当しない。

[その他]

- ・ 株式の評価方式については、それが複数あり任意に選択できる場合には、評価額が最も低くなるような評価方式を選択するものとする。
- ・ 1株当たりの純資産価額および配当還元価額は、次の算式により計算した金額により評価する。

<純資産価額の算式>

$$\text{純資産価額} = \frac{(A - B) - \{(A - B) - (C - D)\} \times 37\%}{E}$$

A：課税時期現在の相続税評価額による総資産額

B：課税時期現在の相続税評価額による負債額

C：課税時期現在の帳簿価額による総資産額

D：課税時期現在の帳簿価額による負債額

E：課税時期現在における発行済株式数

※「(A - B) - (C - D)」がマイナスの場合は0とする。

<配当還元価額の算式>

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

(注) その株式に係る年配当金額は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額とする。
また、その株式に係る年配当金額が2円50銭未満および無配のものにあつては、2円50銭とする。

[株主の区分に応じた評価方式]

区分	株主の態様			評価方式	
同族株主の いる会社	同族株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な同族株主がない場合		
			中心的な同族株 主がいる場合		中心的な同族株主
	その他の株主				
同族株主以外の株主				配当還元 方式	
同族株主の いない会社	議決権割合の合 計が15%以上 の株主グルー プに属する株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な株主がない場合		
			中心的な株主が いる場合		役員である株主また は役員となる株主
議決権割合の合計が15%未満の株主グループに属する株主		配当還元 方式			

(問題44)

(設問A) 現時点で、住吉さんが保有するQX社の株式のすべてを長男に贈与した場合、贈与を受けた長男の贈与税の課税価格の計算上、QX社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 25,000円
2. 105,000円
3. 120,000円
4. 220,000円

(問題45)

(設問B) 現時点で、住吉さんが保有するQY社の株式3,000株を長男に贈与した場合、贈与を受けた長男の贈与税の課税価格の計算上、QY社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 17,000円
2. 17,460円
3. 17,690円
4. 18,150円

(問題46)

(設問C) 現時点で、住吉さんが保有するQY社の株式300株をQY社の役員(住吉さんの親族ではない)に贈与した場合、贈与を受けたQY社の役員の贈与税の課税価格の計算上、QY社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 4,500円
2. 7,500円
3. 16,008円
4. 18,150円

(問題47)

(設問D) 取引相場のない株式の相続税評価における株主の区分の判定に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 同族株主とは、課税時期において、原則として、株主の1人とその同族関係者の有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の30%以上である場合のその株主とその同族関係者をいい、この同族関係者には法人は含まれない。
2. 課税時期において、保有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の50%超である筆頭株主グループがある場合、他の株主グループに属する株主は、同族株主には該当しない。
3. 相続を放棄した者が特定遺贈により取引相場のない株式を取得した場合、当該相続の放棄をした者は、その者の有する議決権割合にかかわらず同族株主とならない。
4. 取引相場のない株式の評価の対象となる会社の議決権総数は、その会社が自己株式を有する場合であっても、当該自己株式が議決権を有するものとして計算する。

(問題48)

(設問E) 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」における「遺留分に関する民法の特例」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 本特例は、中小企業における代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことに鑑み、中小企業における経営の承継の円滑化を図り事業活動の継続に資することを目的として定められている。
2. 本特例における固定合意により、後継者が旧代表者から生前贈与を受けた自社株式について、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入する価額を相続開始時の価額とすることができる。
3. 本特例における除外合意により、後継者が旧代表者から生前贈与を受けた自社株式について、その価額を遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入しないことができる。
4. 本特例における除外合意または固定合意について、家庭裁判所の許可を受けた後、旧代表者の生存中に後継者が死亡した場合、これらの合意の効力は失われる。

(問題 49)

(設問 F) 株式譲渡および事業譲渡による第三者への事業承継に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 株式譲渡により事業承継を行う場合、株式の譲受者は、当該株式の発行会社の簿外債務の承継リスクを排除することができる。
2. 株式譲渡により事業承継を行う場合、承継する事業に係る許認可や承継する事業の取引先との契約について、株式の譲受者が改めて許認可の申請や契約の締結をすることが必要である。
3. 事業譲渡により事業承継を行う場合、承継する事業に係る資産・負債・契約を個別に事業の譲受者へ移転する手続きが必要であるため、従業員の転籍についてはその従業員の個別の同意が必要である。
4. 株式譲渡または事業譲渡により事業承継を行う場合、株式譲渡は消費税の課税対象となるが、事業譲渡は消費税の課税対象とならない。

(問題 50)

(設問 G) 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」における「所在不明株主の株式の競売及び売却に関する特例」(以下「本特例」という)等に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、「所在不明株主」とは、株主名簿には記載があるものの会社が連絡を取れなくなり、その所在が不明になっている株主をいうものとする。

- ・ 会社法上、株式会社は、所在不明株主に対して行う通知等が (ア) 以上継続して到達せず、当該所在不明株主が継続して (ア) 間 (イ) しない場合、その保有株式の競売または売却(自社による買取りを含む)の手続きをすることができる。
- ・ 本特例は、非上場の中小企業者のうち、事業承継ニーズの高い株式会社に関し、都道府県知事の認定を受けることおよび一定の手続保障を前提に、上記の (ア) を (ウ) に短縮する会社法の特例である。
- ・ 本特例の適用により、所在不明株主の有する株式の取得に要する手続きの期間が短縮されるため、事業承継をより早く進めることができるようになる。

1. (ア) 10年 (イ) 剰余金の配当を受領 (ウ) 3年
2. (ア) 10年 (イ) 議決権を行使 (ウ) 1年
3. (ア) 5年 (イ) 議決権を行使 (ウ) 3年
4. (ア) 5年 (イ) 剰余金の配当を受領 (ウ) 1年